

住民票の写し等の取得は安くて便利なコンビニ交付サービスのご利用を

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機で本人および同一世帯員の方の住民票を取得することができます。利用の際は、同カードの暗証番号で利用者確認を行います。また、印鑑登録証の機能を同カードに移行した方は、本人の印鑑登録証明書も取得することができます。

コンビニ交付サービスは、全国のセブンイレブン、ローソン（ローソンストア100は除く）、サークルKサンクス、ファミリーマートで利用でき、窓口交付より100円安い200円で取得することができます。

住民票・印鑑登録証明書の取得は、便利なコンビニ交付

サービスをご利用ください。利用時間 午前6時30分～午後11時（年末年始、設備点検時等除く）

手数料 1通200円

その他 ▼住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスを利用している方は、引き続き利用できます。▼コンビニ交付サービスの住民票には、住民票コード・個人番号は記載できません。必要な場合は、市民課窓口で申請してください。

問合先 市民課市民係 ☎042-387-98830

交通災害共済（ちよこつと共済）にご加入を

「ちよこつと共済」は、東京都の全市町村が共同で運営し、少ない会費で、交通事故に遭ったとき、見舞金を受けられる助け合いの制度です。



原爆ドーム（広島市）

原爆死没者への黙とうにご協力をお願いします

原爆死没者のめい福と世界恒久平和の実現を願って、広島および長崎に原爆が投下された時刻に、家庭や職場などで1分間の黙とうをされるよう、ご協力をお願いします。

とき ▷8月6日（土）午前8時15分＝広島原爆投下時刻
▷8月9日（火）午前11時2分＝長崎原爆投下時刻

問合先 広報秘書課広聴係 ☎042-387-9818

平成28年度分について未加入の方は随時加入することができます。

加入申込書は、市内の銀行等窓口（郵便局を除く）などで配布しています。制度の内容等詳しくは、お問い合わせいただくか、東京市町村総合事務組合ホームページ（http://www.ctv-tokyo.or.jp）をご覧ください。

対象 市内在住の方

会費等

- ▼ Aコース 1年額千円の会費で最高300万円の見舞金
- ▼ Bコース 1年額500円の会費で最高150万円の見舞金

その他 小・中学生、消防団員のの方は、市費負担でBコースに加入しています。（自己負担によってAコースへの移行は可能です）

申込方法 加入申込書に会費を添えて市内の銀行等窓口（郵便局は除く）へ。

問合先 交通対策課交通対策係 ☎042-387-98850

住宅用地の建て替え 特別制度の適用申請を

市内にある既存の住宅用家屋を建て替える際は、平成29年1月1日現在、更地や建設途中で家が完成していない場合、住宅用地の特別制度が適用されず、土地の固定資産税・都市計画税の税額が上がります。

ただし、条件を満たしていれば引き続き特別制度の適用が受けられます。（平成29年度課税の対象となります）

特別制度を適用するためには申請が必要です。適用の可否については、お問い合わせください。

適用条件

- ▼ 平成28年1月1日現在、住居用家屋が建っていた住宅用地にあつたこと

▼ 建て替え前の住宅の敷地と同一の敷地であること

▼ 平成28年度と平成29年度の賦課期日（1月1日）における土地の所有者が同一であること（家屋も同様）

▼ 平成29年1月1日現在、工事の着手等がすでに行われており、平成29年中に家が完成していること

申請・問合先 平成29年1月31日までに、所定の申請書（資産税課で配布）に必要な事項を明記し、建て替えが分かる資料（建築確認済証、契約書・図面など）を持参のうえ、資産税課土地係（市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9882）へ。

募集内容 ▼ポイント方式による募集（家族向けのみ）

▼ 単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバークリア住宅 ▼ 事業再建者向け定期使用住宅

申込書等配布 8月1日（月）～9日（火）に、まちづくり推進課（市役所第二庁舎5階）、管財課（市役所本庁舎1階）、夜間・休日施設管理室（同一階）で配布するほか、配布期間中に限り、東京都住宅供給公社ホームページ（http://www.to-kousyuu.or.jp）からダウンロードできます。

その他 募集内容・申込資格等詳しくは、「都営住宅募集のご案内」をご覧ください。

申込方法 8月12日（必着）までに、郵送で渋谷郵便局へ。

問合先 JKK東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター ☎0570-0110-810 8月1日～9日、☎03-3498-8894、まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-98861

固定資産税の減額制度

耐震改修工事に伴う減額

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分）の固定資産税（家屋分）を申告により、2分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▼ 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- ▼ 平成18年1月1日～30年3月31日に現行の耐震基準に適合した一定の耐震改修工事を実施したもの

必要書類 工事費用が50万円超

対象床面積 1戸当たり10平方メートル

必要書類 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った既存住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▼ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
- ▼ 平成20年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの
- ▼ 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること
- ▼ 窓の改修工事または窓の改修を併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事等、工事の結果、該当部分が新たに省エネ基準に適合するもの

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

問合先 市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98822

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▼ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
- ▼ 平成20年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの
- ▼ 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること
- ▼ 窓の改修工事または窓の改修を併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事等、工事の結果、該当部分が新たに省エネ基準に適合するもの

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

問合先 市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98822

一定の要件を満たす長期優良住宅建築に伴う減額

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分（建築確認申請書で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分）の固定資産税（家屋分）を減額します。

対象 次のすべての要件を満たす新築住宅

- ▼ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される基準に基づき、東京都により認定を受けているもの
- ▼ 平成21年6月4日～30年3月31日に建築されたもの（マンションを含む）

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

問合先 市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98822

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▼ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
- ▼ 平成20年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの
- ▼ 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること
- ▼ 窓の改修工事または窓の改修を併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事等、工事の結果、該当部分が新たに省エネ基準に適合するもの

一定の要件を満たす長期優良住宅建築に伴う減額

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分（建築確認申請書で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分）の固定資産税（家屋分）を減額します。

対象 次のすべての要件を満たす新築住宅

- ▼ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される基準に基づき、東京都により認定を受けているもの
- ▼ 平成21年6月4日～30年3月31日に建築されたもの（マンションを含む）

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

問合先 市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98822

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▼ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
- ▼ 平成20年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの
- ▼ 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること
- ▼ 窓の改修工事または窓の改修を併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事等、工事の結果、該当部分が新たに省エネ基準に適合するもの

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

問合先 市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98822

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▼ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
- ▼ 平成20年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの
- ▼ 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること
- ▼ 窓の改修工事または窓の改修を併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事等、工事の結果、該当部分が新たに省エネ基準に適合するもの

併用住宅は、居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること

減額範囲 居住部分の床面積120平方メートル以上を限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額

必要書類 認定長期優良住宅を証する書類またはその写し

申告期限 新築した年の翌年の1月31日まで（土曜・日曜・祝日を除く）

その他 長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 ☎042-404-0009）にお問い合わせください。

共通

申告書配布 市資産税課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

注意事項 新築軽減などの減額措置と同時に適用はできません。（バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません）

申告方法 市所定の申告書に必要な事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係へ。

その他 固定資産税の減額以外にも、住宅改修を支援する次のような制度があります。

- ▼ 木造住宅耐震改修助成金
- ▼ まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-98861
- ▼ 重度障害（下肢または体幹）の方への住宅設備改善支援
- ▼ 自立生活支援課相談支援係 ☎042-387-98841
- ▼ 自立支援のための住宅改修
- ▼ 介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843
- ▼ 介護保険制度の住宅改修
- ▼ 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-98822

問合先 資産税課家屋係（市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98821）

一定の要件を満たす長期優良住宅建築に伴う減額

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分（建築確認申請書で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分）の固定資産税（家屋分）を減額します。

対象 次のすべての要件を満たす新築住宅

- ▼ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される基準に基づき、東京都により認定を受けているもの
- ▼ 平成21年6月4日～30年3月31日に建築されたもの（マンションを含む）

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

問合先 市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98822

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▼ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
- ▼ 平成20年4月1日～30年3月31日に改修工事を実施したもの
- ▼ 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること
- ▼ 窓の改修工事または窓の改修を併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事等、工事の結果、該当部分が新たに省エネ基準に適合するもの

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの）、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

問合先 市役所第二庁舎3階 ☎042-387-98822